

文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会（第1回）

議 事 次 第

1. 日時：平成23年1月12日（水曜日）14時～16時
2. 場所：日本芸術文化振興会 事務棟3階 第一会議室
3. 議題：(1) 座長の選任について
(2) 本研究会の運営について
(3) 文化芸術活動への助成に係る審査・評価等の現状と課題について
(4) その他

配付資料

1. 独立行政法人日本芸術文化振興会 文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会開催要項（平成22年12月24日日本芸術文化振興会理事長裁定）
2. 委員名簿
3. 文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する研究会の議事等の公開について（案）
4. 文化審議会文化政策部会「審議経過報告」（抜粋）
5. 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）について（答申）（素案）（抜粋）
（平成22年12月10日分文化政策部会資料）
6. 平成23年度予算案について
7. 新たな審査・評価等の仕組みの導入について
8. 検討のスケジュール（案）
9. 現状と課題（芸術創造活動特別推進事業）
10. 文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会における論点（案）
11. 「国立文化施設等に関する検討会」からの「論点整理」（抜粋）
12. 当面の開催予定

独立行政法人日本芸術文化振興会文化芸術活動への
助成に係る審査・評価に関する調査研究会開催要項

平成 22 年 12 月 24 日
独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

1. 開催目的

文化審議会文化政策部会「審議経過報告」において、文化芸術活動への助成に関して、専門家（プログラムオフィサー）を配置し、現場の実情を把握した上で、専門的な審査・評価を行い、文化芸術活動への助成に関するPDCAサイクルを確立する観点から、新たな審査・評価の仕組みの導入に向けた検討を行うとともに、可能なところから試行的な取り組みを開始する旨の提言がなされた。

これを踏まえ、日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が行う文化芸術活動に対する助成事業をより効果的なものとするために必要な方策について調査研究を行い、振興会の今後の事業展開の改善を図る。

2. 調査研究

（1）振興会が行う助成事業に関し、外部有識者等により次の項目について調査研究を行う。

- ① 現地調査等による現場の実情の適切な把握について
- ② 専門的な審査・評価のあり方について
- ③ 事後評価（調査・情報収集）の審査への活用などPDCAサイクルの確立について
- ④ 調査研究機能の充実について
- ⑤ 上記①～④を実施するための組織・体制について
- ⑥ 実施計画について（当面実施すべき事項等）

（2）前項の調査研究について、平成23年度中に報告書を取りまとめ、振興会理事長に提出するものとする。

3. 開催方法

- （1）調査研究会は、振興会が委嘱する外部有識者、文化庁関係官及び振興会職員をもって構成する。
- （2）調査研究会に関する事務は、振興会基金部が文化庁文化部芸術文化課の協力を得て処理する。

4. 実施時期

この要項は、平成22年12月24日から平成24年3月31日まで実施する。

文化芸術活動への助成に係る審査・評価に
関する調査研究会 委員名簿

- ・ 荻原 康子 (社) 企業メセナ協議会事務局次長
- ・ 片山 正夫 (公財) セゾン文化財団常務理事
- ・ 河島 伸子 同志社大学教授
- ・ 高萩 宏 東京芸術劇場副館長
- ・ 根木 昭 昭和音楽大学教授
- ・ 福島 明夫 (社) 日本劇団協議会専務理事
- ・ 古井戸 秀夫 東京大学教授
- ・ 松原 千代繁 (財) アフィニス文化財団評議員・専門委員
- ・ 山野 博大 舞踊評論家
- (文化庁)
- ・ 山崎 秀保 文化部芸術文化課長
- (独立行政法人日本芸術文化振興会)
- ・ 最所 親志 基金部長

(敬称略)

文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会の議事等の公開について（案）

平成23年1月 日 文化芸術活動へ助成に係る審査・評価に関する研究会決定

文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会の議事等の公開については、次のとおり取り扱うものとする。

（会議の公開）

1. 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかの案件に関する議事を除く。

（1）座長の選任その他人事に係る案件

（2）上記のほか、座長が、公開することにより会議の公平かつ中立な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める案件その他正当な理由があると認める案件

2. 会議を公開する場合には、会議の日時、場所及び議事を原則として会議開催日の1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日の場合は、その直前の行政機関の休日でない日とする。）までに独立行政法人日本芸術振興会ホームページに掲載する。

（会議の傍聴）

3. 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、独立行政法人日本芸術文化振興会基金部（以下「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、会議を傍聴することができる者は、原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数とする。

4. 3. の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、議事の円滑な進行の妨げとならない範囲内で、テレビカメラ等による撮影、録画又は録音をすることができる。ただし、座長が議事の円滑な進行に支障を生ずるおそれがあると判断する場合は、この限りでない。

5. 登録傍聴人は、4. に定めることのほか、議事の進行を妨げる行為をしてはならない。議事の円滑な進行に支障を生ずる行為を行う者に対しては、座長は退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（議事要旨の公開）

6. 事務局は、議事要旨を作成し、公開するものとする。

（会議資料の公開）

7. 会議資料は公開とする。ただし、座長は、公開することにより会議の公平かつ中立な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

附 則

この決定は、決定の日（平成23年1月 日）から施行する

文化審議会文化政策部会「審議経過報告」（平成22年6月7日）（抜粋）

第2 文化芸術振興のための重点施策

1. 六つの重点戦略～「文化芸術立国」の実現を目指して～

（1）文化芸術活動に対する支援の在り方の抜本的見直し

- ◆ 専門的な審査・評価を実施し、支援策をより有効に機能させる機関として、新たに「日本版アーツカウンシル（仮称）」の導入に向けた検討を行う。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を開始する。

2. 各分野における重点施策（具体的施策）

（1）舞台芸術分野

②専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し

- 舞台芸術の支援に当たっては、公益性を重視しつつ、分野ごとに現場の実情を把握し、個々の事業の選定、評価等を行う専門家（プログラムオフィサー）を配置し、専門的な審査をよりしっかりと行う、各種のデータに基づいた審査や評価を行うため、現地調査も含め調査研究機能を強化する、PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクルを確立するといった観点から、海外のアーツカウンシル（文化芸術評議会）や公的文化芸術助成機関等の例も参考としつつ、新たな審査・評価の仕組み（「日本版アーツカウンシル（仮称）」）の導入を検討する必要がある。

3. 具体的施策

（２）専門家による審査・評価の仕組みの導入の検討と支援制度の抜本的見直し

①専門家による審査・評価の仕組み（「日本版アーツカウンシル（仮称）」）の導入

- 国の文化芸術に対する支援は、公共性を重視しつつ、文化芸術を振興するために有効に活用するという観点から審査や事後評価を行う必要がある。
- 現在は、支援事業の審査を行う際に、支援事業ごとに文化庁や独立行政法人日本芸術文化振興会が外部の専門家に審査委員を委嘱して審査を行っているが、審査に当たっての経験やノウハウが蓄積されないという課題がある。
- このため、審査に関し、分野ごとに、現場の実情を把握し、個々の事業の選定、評価等を行う専門家（プログラムオフィサー）を配置し、専門的な審査をよりしっかりと行う仕組みの導入の検討が必要である。また、各種のデータに基づいて審査や事後評価を行う必要があり、現地調査も含め調査研究機能を強化する必要がある。
- 審査に当たっては、申請団体がその事業で設定した達成目標を見定めるとともに、事業の事後評価に当たっては、その目標に対する成果を検証し、PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクルを確立することが必要である。
- 支援事業の審査結果については、採択の理由や採択事業により期待される効果などを公表するとともに、不採択となった申請団体に対しては、その理由を伝えるなどの透明性の確保が求められる。また、事後評価の結果は、申請団体にフィードバックするとともに、次の支援の審査に活用する必要がある。
- 以上のような観点から、海外のアーツカウンシル（文化芸術評議会）や公的文化芸術助成機関等の例も参考にしながら、新たな審査・評価の仕組み（「日本版アーツカウンシル（仮称）」）の導入について検討が必要である。この場合、例えば、まずパイロットプロジェクトとして、特定の分野についてモデル事業を試行的に行うことも考えられる。

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次)について

(答申)(素案)(抜粋)

(平成22年12月20日 文化政策部会資料)

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1. 六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～

重点戦略1:文化芸術活動に対する効果的な支援

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施する。

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

1. 文化芸術各分野の振興

(1) 芸術の振興

- 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施し、文化芸術活動の計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルを確立する。

舞台芸術創造力向上・発信プラン

資料6

目的:

トップレベルの芸術団体・劇場・音楽堂による舞台芸術の創造発信を重点的に支援するとともに、劇場・音楽堂からの創造発信を支援することにより、我が国の舞台芸術水準の飛躍的向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を醸成し、「文化芸術立国」の推進に資する。

【対象】

(1) トップレベルの芸術団体、劇場・音楽堂からの創造発信

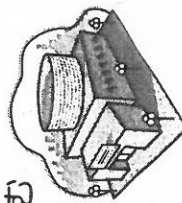
① 舞台芸術の水準を向上させる牽引力となっているトップレベルの芸術団体が行う舞台芸術の創造活動 (80 団体程度)

② 舞台芸術の水準を向上させる牽引力となっているトップレベルの劇場・音楽堂が芸術関係者等とともに行う舞台芸術の創造活動 (10 施設程度)



(2) 地域の中核となる劇場・音楽堂からの創造発信

地域の舞台芸術の振興を牽引する劇場・音楽堂が中心となり、地域住民や芸術関係者等とともに取り組む舞台芸術の創造発信活動 (80 施設程度)



【支援方法】

1 事業単位又は一定期間を見越して事業が実施できるよう、年間の優れた活動を継続的に支援。

日本版アーツカウンシルの試行的導入 平成23年度予算額 43百万円 (新規)

文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、(独)日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入して、PDCAサイクルの確立を目指す。
【事業内容例】

- ① 審査方針及び評価方針の策定、② 審査会の運営、③ 事後評価の実施と公表、④ 支援対象団体への助言、⑤ 現地調査を含む調査研究

新たな審査・評価等の仕組みの導入について

1. 文化政策部会において指摘された課題

(1) 審査

- 分野ごとに、現場の実情を把握し、個々の事業の選定・評価等を行う専門家（プログラムオフィサー）を配置し、専門的な審査をよりしっかりと行う必要がある。
- 審査結果については、採択の理由や採択事業により期待される効果などを公表するとともに、不採択となった申請団体に対しては、その理由を伝えるなどの透明性の確保が必要である。
- 審査に当たっての経験やノウハウが蓄積されない。

(2) 事後評価

- 事後評価に当たっては、目標に対する成果を検証し、PDCA（計画、実行、評価、改善）サイクルを確立することが必要である。
- 事後評価の結果は、申請団体にフィードバックするとともに、次の支援の審査に活用する必要がある。

(3) 調査研究機能

- 各種のデータに基づいて審査や事後評価を行う必要があり、現地調査も含め調査研究機能を強化する必要がある。

2. 平成23年度予算案の内容

(1) 事業の目的

文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、(独)日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究機能等を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入し、文化芸術活動への助成に関するPDCAサイクルを確立する。

(2) 事業の概要

将来の本格的導入に向けて、文化庁から(独)日本芸術文化振興会に交付する舞台芸術創造支援事業に関して、2分野（音楽と舞踊）において専門家（プログラムディレクター、プログラムオフィサー）を配置し、審査、事後評価、調査研究機能等を強化し、新たな審査・評価の仕組みを試行的に開始する。

(3) 事業内容例

- ① 審査方針及び評価方針の策定
- ② 審査会の運営
- ③ 事後評価の実施と公表
- ④ 支援対象団体への助言
- ⑤ 現地調査を含む調査研究の実施 等

(4) プログラムディレクター、プログラムオフィサー

優れた人材を確保する観点から、各分野の専門家であるプログラムディレクター（PD）及びプログラムオフィサー（PO）は週2日程度勤務する非常勤。PD及びPOで全ての事後評価は実施できないため、調査員に現地調査の一部を委嘱する。

考えられる主な業務内容は、以下のとおり。

- ① プログラムディレクター【音楽、舞踊の2分野、計2名】
 - ・分野内のプログラムオフィサーの統括
 - ・分野内のプログラムオフィサーとの連絡・調整 等
- ② プログラムオフィサー
 - 【音楽：オーケストラ、オペラ、合唱 計3名】
 - 【舞踊：バレエ、コンテンポラリーダンス、古典舞踊 計3名】
 - ・助成事業の審査・評価に関する業務
 - ・助成事業の現地調査及び各分野の文化芸術動向に関する調査・研究 等
- ③ 調査員
 - ・助成事業の現地調査及び各分野の文化芸術動向に関する調査・研究 等

検討のスケジュール（案）

	調 査 研 究 会	公募・審査等スケジュール （ 予 定 ）
平成 22 年 12 月	・ 要項決定、検討メンバー委嘱	
平成 23 年 1 月	・ 第 1 回の開催	23 年度事前審査（1 月）
1 月～2 月	・ 第 2 回、第 3 回の開催 （有識者・関係団体からのヒアリング）	23 年度専門委員会合議審査 （1 月末～2 月）
3 月	・ 中間まとめ	部会審査
3 月中	・ 芸術文化振興基金運営委員会への報告	運営委員会採否決定（3 月中） 採択事業公表（3 月末） トップレベルの舞台芸術創造事業（仮） 実施要項等制定（3 月末）
4 月	・ 中間まとめに対する意見募集	
5 月～6 月	・ 報告書（案）の審議（計 3 回程度）	交付申請（5 月）
6 月	・ 報告書のとりまとめ	
秋頃	<新たな審査・評価の仕組み開始>	24 年度専門委員委嘱（9 月） 24 年度募集案内完成（9 月） 運営委員会（9 月） 公募説明会（10 月末～11 月初） 公募受付（11 月中～末） 専門委員会（12 月）

現 状 と 課 題 (芸術創造活動特別推進事業)

※ただし、映画を除く。

	現 状	問 題 点 ・ 課 題 等
< 審 査 > (審査体制) ○ 芸術文化に広くかつ高い職見を有する委員で構成する運営委員会、部会及びジャンルごとの専門委員会を設置。運営委員会では、助成金交付の基本方針や募集案内を決定。専門委員会では、審査方針を決定の上、要望書を審査し、助成対象活動を選定。専門委員会の審査結果を基に、部会と運営委員会を経て、振興会理事長に答申。 専門委員会の構成（平成22年度） ・ 演劇16名（評論家等10、演出家等2、制作者4） ・ 音楽10名（評論家等6、実演家等2、制作者2） ・ 舞踊10名（評論家等5、舞踊家等5） ・ 伝統芸能・大衆芸能9名（評論家・研究家9） (事務体制) ○ 公演調査、会計実地調査を通じて、制作現場の状況を把握。助成制度等に対する意見、希望等をあわせて聴取。 ○ 年間を通じて助成に関する相談窓口を設け、文化芸術団体の要望等を把握。 ○ 舞台制作の経験がある振興会職員を基金部に配属。また、職員研修として芸術各分野の現状等についてのレクチャーを実施。 ○ 文化庁調査官が専門委員会に同席。		○ 多数の申請件数（平成22年度：1,629件）を限られた期間（各専門委員の事前審査は約1ヶ月間、会議は2日間）で審査している。（各専門委員の審査件数：最多の演劇分野は817件。）（芸術文化振興基金助成分を含む） ○ 専門委員会等の委員は、公平性を担保するため3年程度で交代することとしているが、この点について審査にあたっての経験やノウハウが蓄積されにくいとの指摘がある。 ○ 評論家等に比べて実演家や制作者等の委員が比較的不利になる可能性がある。 ○ 委員の目に触れることが少ない若い団体や地域の団体が十分にない。 ○ 芸術性等の観点に比べて、団体の財政面の把握・分析が十分でない。 ○ 不採択理由については申請団体から問い合わせがあった場合には回答しているが、採択理由の公表や不採択理由の団体への説明が十分でない。 ○ トップレベルの団体を支援する「芸術創造活動特別推進事業」（文化庁からの補助金）とより幅広い活動を支援する「芸術文化振興基金事業」との違い（目的、基準等）が必ずしも明確でないとの指摘がある。 ○ 独立行政法人の総人件費改革に基づき、人件費を削減する必要があることとは困難である。
< 事 後 評 価 >	○ 専門委員、事務担当者による公演調査を実施。公演内容及び助成効果を確認の上、調査報告書を作成。 ○ 助成団体は、公演終了後、実績報告書と自己評価書を提出。助成効果については、実績報告書に記載された内容の整理・分類を実施。	○ 助成件数に対して、公演調査等の実施率が低い。 ○ 21年度調査実績：交付1,190件 調査342件（芸術文化振興基金助成分を含む） ○ 東京に比べて地方の公演調査が少なくない。 ○ 事後評価に関する評価手法や評価基準が定型化されていない。 ○ 助成効果について詳細な分析・評価が十分でない。
< PDCAサイクルの構築 >	○ 交付基本方針、審査の観点等を採択結果とともに公表。 ○ 専門委員会、運営委員会にて審査方針や制度の改善等を検討し、専門委員会に反映。 ○ 専門委員会等の指摘を踏まえて、募集案内の改訂、説明会の拡充、採択事例集の作成などを実施。	○ 調査報告書、実績報告書等の内容が審査に十分に活用されていないため、事後評価をしつかりと実施し、次の審査に反映させる必要がある。 ○ 審査と助成に関する業務に追われ、採択団体の助成後のフォローアップが十分でないとの指摘がある。
< 調査研究機能の充実 >	○ 申請にあたり、団体の過去の公演実績、受賞歴、財務状況等の基本データを収集。 ○ 申請書の収支予算の分析を実施し、審査に活用。 ○ 外部シンクタンクに委嘱して調査研究を実施 「芸術文化振興基金を取り巻く環境変化の把握と助成制度としての役割についての調査（2005年～2007年）」	○ 収集した基本データのデータベース化や分析などの蓄積が十分でない。 ○ 審査にあたり、基本データの活用が十分でない。 ○ 事務担当者は、助成金の執行、監査、審査等に関わる事務に労力と時間の大半をとられている。

平成 20 年 3 月 31 日
文 部 科 学 大 臣 認 可
変更認可 平成 21 年 5 月 18 日

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
とるべき措置

1 文化芸術活動に対する援助

(1) 助成金の交付

ア 国民が文化芸術に親しみ、自らの手で新しい文化を創造していく環境の醸成とその基盤の強化を図っていくとともに、我が国の芸術水準を向上させていくため、多様な資金を活用し、芸術家及び芸術団体等が実施する次に掲げる活動に対し助成金を交付する。

- ① 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動
- ② 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの
- ③ その他、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

イ 助成金交付事務の効率化等

助成金の交付に際しては、助成金交付事務の効率化、審査手続き等に関する客観性及び透明性の確保並びにより効果的な援助を行う観点から、助成金の申請手続き、審査及び助成方法等について、以下の措置を講ずるとともに、外部専門家等による委員会において審査方法等選考に関する基準を策定・公表する。

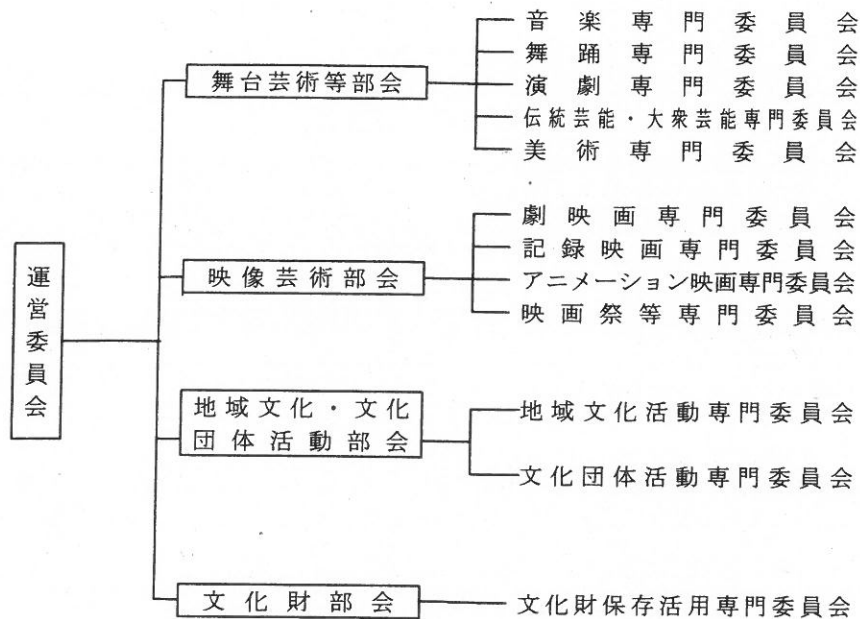
- ① 地方公共団体、教育委員会との連携協力の推進の検討
- ② 助成の成果等に対する評価を踏まえた審査の充実を図るための助成対象活動の実施状況等調査及び調査結果や応募状況等を勘案した効果的かつ効率的な助成についての検討
- ③ 助成金交付事務に係る情報システムの機能強化及び事務手続き・申請手続きの簡素化等、情報通信技術を活用した申請手続き等の合理化の検討を行い、交付申請書受理から交付決定までの期間については、前中期目標期間の実績以下とする。

ウ 助成金の交付に際しては、芸術文化団体等の文化芸術活動の充実・活性化や自助努力の助長など適切な助成効果が得られるよう配慮する。また、芸術文化団体等の自主性を十分尊重することに留意する。

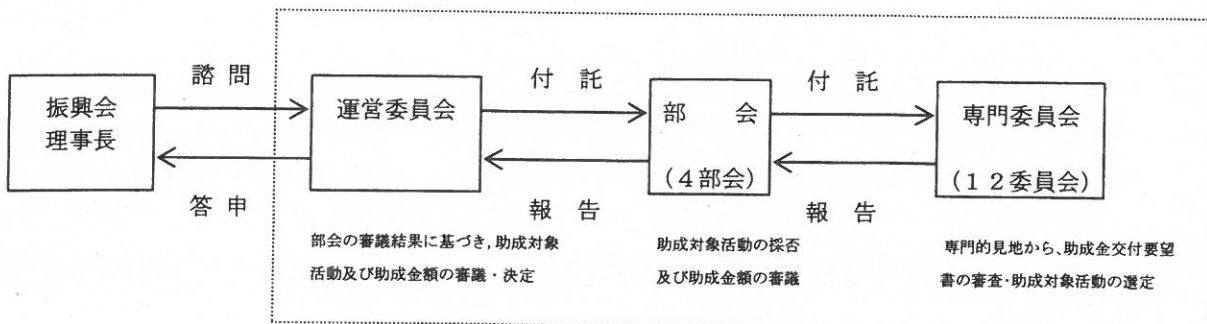
エ 芸術文化振興基金の管理運用については、安全性を重視するとともに、安定した収益の確保によって継続的な助成が可能となるよう、資金内容及び経済情勢の正確な把握に努め、各年度に定める運用方針のもとに、効率的な方法により行う。

オ 「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、平成 21 年度からを目途に文化庁の助成事業（芸術創造活動重点支援事業、文化芸術振興費補助金）と振興会の助成事業（舞台芸術振興事業、芸術文化振興基金）を統合・一元化することとし、これらのバランスを図り、より効果的な助成を行うことを目標として、平成 20 年度中に統合・一元化に向けた検討を行い、所要の措置を講じる。その際、全体の助成規模は拡大しないこととする。

芸術文化振興基金運営委員会組織図



助成金交付に関する審査の仕組み



応募のあった活動については、振興会理事長から運営委員会へ助成対象活動の採択について諮問を行い、これを受けて運営委員会から部会へ、さらに専門委員会へと順次調査審議の付託が行われる。

専門委員会の審査は、各専門委員会ごとに審査の方法等について定め、各専門委員会に付託された助成金交付要望書について、各専門委員が行う事前審査の結果をもとに、専門的見地から合議により行われ、助成対象活動の選定が行う。

審査に当たっては、「助成金交付の基本方針」及び募集案内の趣旨に基づき、助成金交付要望書の内容に即して、活動の目的・内容の的確性・実現性、助成の緊要度、各分野の特性に応じて総合的に判断する。

専門委員会での審査結果をもとに、各部会では採択すべき助成対象活動及び助成金額について審議が行われ、この結果が運営委員会に報告される。

これを受けて運営委員会では慎重な審議が行われ、当該年度の助成対象活動と助成金の額が決定され、振興会理事長に答申する。

○専門委員会

音楽専門委員会(10名)

○ 岡 児 高 長 中 中 西 堀 松 諸
山 山 橋 木 村 村 村 内 原 石
潔 芳 子 司 也 義 朗 修 繁 生
紀 浩 誠 晃 孝 千 代 幸

舞踊専門委員会(10名)

○ 尼 池 石 石 上 亀 篠 多 村 山
崎 野 井 井 野 岡 原 納 野
か ほ る 潤 子 子 一 子 也 大
房 典 聖 み わ 尚 博

演劇専門委員会 第1分科会(8名)

○ 大 酒 佐 西 西 法 広 八 月 一 日
島 井 藤 川 村 月 瀬
幸 典 信 彰 敏 依 教 宏

演劇専門委員会 第2分科会(8名)

○ 九 小 七 柴 竹 林 立 福
鬼 玉 字 田 内 花 島
葉 祥 英 英 銃 あ 恵 明
子 子 輔 杞 郎 り 子 夫

伝統芸能・大衆芸能 専門委員会(9名)

○ 生 荻 玉 塚 中 西 花 井 戸 路
田 田 垣 原 川 野 井 戸 路
誠 清 美 子 宏 雄 夫 夫 造
直 康 俊 春 伸 秀 興

◎主査
○主査代理
(五十音順)

平成22年度芸術創造活動特別推進事業
助成対象分野別採択状況

助成対象分野	応募件数	採択件数	助成金予定額
	(件)	(件)	(千円)
〔舞台芸術公演・伝統芸能等への支援〕			
音 楽	180	137	2,029,200
舞 踊	67	56	478,100
演 劇	249	179	955,600
第1分科会	135	99	626,200
第2分科会	114	80	329,400
大衆芸能	25	21	114,700
伝統芸能	47	35	66,800
小 計	568	428	3,644,400
〔映画製作への支援〕			
劇映画	40	18	330,000
記録映画	29	11	53,000
アニメーション映画	7	3	103,000
小 計	76	32	486,000
合 計	644	460	4,130,400

芸術創造活動特別推進事業助成金(文化芸術振興費補助金)交付の基本方針

平成 2 1 年 9 月 9 日
芸術文化振興基金運営委員会決定

芸術創造活動特別推進事業助成金(文化芸術振興費補助金)(以下「補助金」という。)による助成は、以下のような基本方針により行うものとする。

1. 補助金による助成は、我が国の芸術団体が行う芸術水準の向上に資すると認められる創造性・芸術性の高い舞台芸術又は優れた日本映画の製作活動を対象とする。ただし、政治的、宗教的宣伝意図を有するものは除く。
対象となる者は、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能及び大衆芸能の公演活動若しくは映画の製作活動を主たる目的とする団体とし、一定の要件を充たすものについて対象とする。
2. 補助金による助成は、毎年度、申請に基づき行うものとし、予算の範囲内で、芸術文化活動に要する経費に対し、定額の助成金を交付する。
助成金の交付を通じ、我が国芸術水準の向上に資すると認められる創造性・芸術性の高い舞台芸術又は優れた日本映画の製作など適切な助成効果が得られるよう配慮するものとする。
ただし、芸術文化団体等の自主性については、十分尊重されなければならない。
3. 補助金による助成は、多様な芸術文化活動を対象に行う必要があるが、次のような活動に対して適切に配慮する。
 - (1) 我が国の芸術水準の向上の直接的な牽引力となることが期待される優れた公演活動で、かつ、その性格上採算の望めない活動
 - (2) 新たな創作活動(新作、新演出、新振付、翻訳初演等)や伝統的な音階や技法を用いた新作公演等意欲的な公演活動
 - (3) 大型公演、通年の定期公演、共同制作公演等相当規模以上の公演活動
 - (4) 我が国の優れた映画の製作活動を奨励し、映画の振興を図るための日本映画の製作活動
4. 補助金による助成は、国、地方公共団体等の施策及び民間の助成団体等の事業と共同し、又は分担するなど連携を図りつつ効果的に実施する。
その際、補助金の助成は、同一の芸術文化活動に対して芸術文化振興基金の助成並びに他の文化庁の助成と重複して行わないこととする。
5. 補助金による助成に当たっては、芸術文化活動の実態に応じて、効果的な運用に努める。
6. 採択された活動、助成金の額及び専門委員氏名について公表するものとする。

平成22年度助成対象活動の専門委員会の審査方法等について

助成金の交付対象となる活動について、芸術文化振興基金運営委員会より、審査を付託された各専門委員会は、「芸術創造活動特別推進事業（文化芸術振興費補助金）交付の基本方針」及び募集案内で定める趣旨・要件等を踏まえ専門的見地から調査審議を行うため、以下のとおり審査の方法等について決定し、調査審議を行ったところである。

○ 審査方法等

- 1 各専門委員は、芸術文化団体等から提出のあった助成金交付要望書について、それぞれの分野に係る下記の「評価の要素」及び「評価の区分」をもとにして事前審査を行う。
- 2 専門委員会における審査は、各専門委員の事前審査の結果をもとに、下記の「評価の要素」に着目し、これらを総合的に検討の上、「採択」又は「不採択」のいずれかの評定を行う。
- 3 演劇専門委員会については、応募件数が多いことから、二つの分科会を設け、それぞれが独立して審査を行う。

記

1 舞台芸術等の活動（音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能の各専門委員会）

（1）評価の要素

《公演計画について》

- ア 我が国の芸術水準向上の直接的な牽引力となることが期待できる公演計画であること
- イ 公演の趣旨、目的が明確であり、かつ企画内容が優れていること
- ウ 当該公演等が、過去の実績に照らして実現可能であること
- エ 公演等の対象（観客等）が社会的に開かれたものであること
- オ 新たな創造活動（新作、新演出、新振付、翻訳初演等）、伝統的な音階や技法を用いた新作公演などの意欲的な公演計画であること
- カ 集客率の目標設定が意欲的な公演計画であること

《団体について》

- ア 芸術団体を構成するスタッフ・キャスト等に高い専門性が認められること
- イ 今後の活動方針・事業計画に高度な企画性・創造性・発展性又は基礎となるべき伝統性が認められること
- ウ 過去の活動実績において高い芸術的水準が認められること（例えば、団体の受賞歴等）
- エ 相当程度の規模と構成員を擁し、相当規模以上の公演事業等を実施しうる芸術団体であること。ただし、演劇、伝統芸能及び大衆芸能の各部門において、芸術上の中核となる者（プロデューサーを含む）が存在して継続的に公演を行っている場合は対象団体となり得るものとする。
- オ 芸術団体の運営及び経理が適正であること（公認会計士、税理士等から外部監査を受ける体制であること）

(2) 評価の区分

評価区分	内 容
A	是非とも助成すべきである
B	助成することが望ましい
C	助成しても差し支えない
D	助成する必要性が乏しい

平成 年 月 日

公演調査報告書

委員氏名

印

下記のとおり調査を行いましたので報告します。

記

団体名： _____

公演名： _____

公演日時：平成 年 月 日（ ）

開演時間 _____： 終演時間 _____：

会場： _____

集客状況： _____ %程度

コメント

○要望書(申請書)の内容に沿っているかなど、概要・特徴をご記入ください。

○公演の芸術的水準、内容などについてご記入ください。

○その他、助成の効果などお気づきの点があれば、ご記入ください。

助成対象活動に係る「助成効果」について

平成21年度助成対象活動実績報告書に記載された内容の整理・分類

集計結果：調査対象件数1,190件（複数回答を含む）

事	項	件数
外部から質の高いスタッフ・キャスト・展示品等を導入でき、活動内容の充実を図ることができた。		571件
宣伝広告等、活動の広報活動を充実させることができた。		222件
入場料金の軽減等により、一層幅広い層の集客につながった。		204件
団体（構成員等）の経済的負担が軽減され、活動に専念でき、内容の充実を図ることができた。		195件
当初の計画通りに活動が実施できた。		153件
設備の整った会場の確保や充実した舞台設備等によって活動内容の充実を図ることができた。		139件
通常では実施しづらい創造的・実験的な活動が実施できた。		130件
地域における芸術文化の活性化に寄与することができた。		115件
助成金を受けていることで活動に対する対外的な信用度が増し、ひいては団体の外部評価が向上した。		97件
国際交流の発展及び振興が図られた。		86件
今後の活動を、一層の向上、発展させていく意欲が出てきた。		66件
地域文化財等についての普及・啓発につながる活動、記録保存の充実が図られた。		57件
伝統芸能・伝統技術の承継、民俗芸能の復活に役立った。		26件
他の地域の文化団体との交流促進に寄与できた。		19件
地域住民参加による活動が実施できた。		16件
合	計	2,096件

* 平成21事業年度自己点検評価報告書より抜粋

平成22年度 芸術創造活動特別推進事業
助成対象活動実績報告書

平成 年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

〒

住 所 (所在地)

団体名 (主催者)

代表者職・氏名

印

平成 年 月 日付け芸基芸第 号により助成金の交付を受けた助成対象活動の実績について、芸術創造活動特別推進事業助成金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記の通り報告します。

記

活 動 区 分	分野	音楽	舞踊	演劇	伝統芸能	大衆芸能	ジャンル	
(ふりがな)								
① 助成対象活動名								
② 助 成 対 象 活 動 の 目 的 及 び 内 容	(趣旨・目的)							
	(実施時期・実施場所(所在地)・実施回数)							
	(演目、曲目、幕構成、あらすじ、主な出演者、主なスタッフ等)又は(展示作品の種類・点数、主な作品名・出品者名、展示内容等)							
	[創作初演、新演出、新振付、翻訳初演、再演、その他()]作品							
	活動の成果:							
助成による効果:								
添付資料等: ☐ ポスター ☐ チラシ ☐ プログラム ☐ 図録 ☐ 記事 ☐ 写真 ☐ ビデオ(DVD) ☐ その他()								
共催者名・後援者名 協賛者名等とその役割								
担 当 者 所 属 ・ 氏 名		電話	(内線)		FAX			
			(時間外連絡先)		E-mail			
					整理番号			

③助成対象活動の収支決算

(収入)			(支出)		
区分	内訳(円)	決算額	項目	団体名	内訳(円)
入場料収入	会場: 席数:	円 (,000) 0	出演・音楽・文芸費		円 (,000) 0
その他の収入	[共催者負担金]	(,000) 0	助成		(,000) 0
	[補助金・助成金]	(,000) 0			
	[寄付金・協賛金]	(,000) 0	対象		
	[プログラム・図録売上収入]	(,000) 0			
	[広告料・その他収入]	(,000) 0	経費		(,000) 0
小計(イ)		(0 ,000) 0			
自己負担金(ロ)	資金調達方法等:	(0 ,000) 0	小計(A)		(0 ,000) 0
			消費税等仕入控除税額計(C) (別紙のとおり)		(,000) 0
助成金の交付決定額、精算額(ハ) ※助成対象経費計(D)の3分の1以内で、決定額の範囲内(10万円未満は切り捨て。)		(,000) 0	助成対象経費計(D) *課税業者は税額を控除する(A)-(C)・免税事業者及び簡易課税事業者は(A)		(0 ,000) 0
総額(イ)+(ロ)+(ハ)		(0 ,000) 0	助成対象外経費(B)		(,000) 0
			総額(A)+(B)		(0 ,000) 0

※()内には交付申請書に記載(又は変更承認後)の予算額を記入してください。

整理番号

※A4用紙1枚になるように作成してください。

別紙「消費税等仕入控除税額決算書」(課税事業者用)
 ※免税事業者及び簡易課税事業者については、提出不要

単位:円

(支出)		団体名(氏名)	
項 目	内 訳		決 算 額
助成対象経費のうち課税対象外経費	出演・音楽・文芸費		0 円
	会場・舞台・設営費		0 円
	謝金・旅費・宣伝等費		0 円
	課税対象外経費計		0 円
助成対象経費 小計(A)			0 円
消費税等仕入控除税額計(C) *{ 小計(A) - 課税対象外経費計 } × 5/105			0 円
助成対象経費計(D) *小計(A) - 消費税等仕入控除税額計(C)			0 円

平成 年度文化芸術振興費補助金(芸術創造活動特別推進事業)

団体名

採択件名

支援額 千円

1. 事業計画及び実績

	①公演場所	②公演期間	③座席数	④公演回数	⑤総座席数 (③×④)	⑥入場者数	⑦入場料収入	⑧その他収入	⑨自己調達額	⑩総収入 (⑦+⑧+⑨)	⑪総支出
1	当初計画										
	実績										
2	当初計画										
	実績										
3	当初計画										
	実績										
4	当初計画										
	実績										
5	当初計画										
	実績										
合計	当初計画										
	実績										

※ その他収入は、入場料収入、自己調達額及び支援額を除いた収入を記入して下さい。
 ※ 当初計画は、応募時の計画を記入してください。

2. 自己評価(該当するものに○をつけ、その理由を記入して下さい)

○ 入場者数

ア. 当初計画を上回ることであった (上記理由)	イ. 当初計画どおりの成果をあげた	ウ. 当初計画を達成することができなかった
-----------------------------	-------------------	-----------------------

○ 収入(支援分は除く)

ア. 当初計画を上回ることであった (上記理由)	イ. 当初計画どおりの成果をあげた	ウ. 当初計画を達成することができなかった
-----------------------------	-------------------	-----------------------

○ 当該公演における意図・目的

ア. 当初計画を上回ることであった (当初の意図・目的と上記理由)	イ. 当初計画どおりの成果をあげた	ウ. 当初計画を達成することができなかった
--------------------------------------	-------------------	-----------------------

文化芸術活動への助成に係る審査・評価に関する調査研究会 における論点（案）

論点 1 文化芸術活動への助成に係る望ましい審査の体制や方法について

- 文化芸術への支援策をより有効に機能させ、PDCAサイクルを確立するため、新たにプログラムディレクター（PD）及びプログラムオフィサー（PO）等を導入するに当たって、どのような審査の体制や方法が望ましいと考えられるか。
- 現在、基金部では外部有識者から構成される審査会（運営委員会）において、審査を行っているが、運営委員会とPDやPO等との関わりはどのような形が望ましいと考えられるか。
- 審査の透明性を確保するため、審査結果について、採択の理由や助成により期待される効果の公表と不採択団体への不採択理由の通知について、どのように行うべきと考えられるか。

論点 2 事後評価の実施と次回審査への反映について

- これまで不十分であった事後評価を抜本的に強化し、新たに導入するPDやPO等による現地調査をしっかりと行い、公平・中立な事後評価を行うにはどのような評価指標、評価方法が考えられるか。
- 事後評価を実施する際に、いわゆる評価疲れを避け、評価を行うこと自体が目的化しないよう、簡素な評価とすることが必要であるが、どのような点に留意すべきと考えられるか。
- 事後評価の結果を次回審査に反映する際に、どのような方法で反映することが考えられるか。また、その際にどのような点に留意すべきであると考えられるか。

論点3 調査研究機能の充実について

- 助成対象団体に関する実績、受賞歴、財務状況等のデータを収集・分析し、審査や事後評価に向けてどのような活用が考えられるか。
- 今後の我が国の文化芸術政策に資するため、我が国や諸外国における文化芸術に関する動向やデータ収集・分析などの調査研究機能を強化する必要があるが、PDやPO等がどのように調査研究を行うことが考えられるか。

論点4 PDやPO等に望ましい人材やその選考方法等について

- PDやPO等には、現場の実情を十分把握しており、アートマネジメント等の経験もある、芸術家や文化芸術団体関係者、文化政策等の研究者や学識経験者等の専門家が望ましいと考えられるかどうか。
- PDやPO等には、可能な限り優れた人材を幅広く各界から求めることが必要であると考えられるが、どのような方法により選考・決定することが考えられるか。

論点5 望ましい仕組みの将来像について

- 試行的導入の成果と課題を整理した上で、将来像を検討する必要があるが、将来の本格的導入に向けてどのような制度設計が望ましいと考えられるか。
- 平成23年度は、音楽、舞踊の2分野から試行的に導入することを想定しているが、今後対象とする分野にはどのような分野が考えられるか。
- 地方における事業についても、しっかりとした事後評価が求められるが、今後どのように実施していくことが考えられるか。

「国立文化施設等に関する検討会」からの「論点整理」（平成 22 年 12 月）（抜粋）

4. 見直しに当たって留意すべき事項

（４）日本芸術文化振興会に関する個別事項

芸術文化振興基金について、文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、専門家による審査、事後評価、調査研究等の体制と機能を大幅に強化し、諸外国のアーティストに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施し、将来的には我が国の文化芸術活動全般についてその活動内容を総合的、一元的に評価・選定するような仕組みとしていくべきである。その際、芸術文化振興基金の充実を図るとともに、国（文化庁）からの補助金、運営費交付金を通じた継続的、安定的な支援を確保すべきである。

※国立文化施設等に関する検討会

○ 趣旨

独立行政法人制度により運営されている国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会及び国立科学博物館について、独立行政法人化後の現状と課題について整理するとともに、政府全体の独立行政法人制度の見直しに関する議論を踏まえつつ、今後の望ましい運営の在り方について検討するため、文部科学省・文化庁において開催。

平成 22 年 12 月同検討会から「論点整理」が提言。

○ 実施期間

平成 22 年 8 月 26 日から平成 23 年 3 月 31 日

独立行政法人日本芸術文化振興会文化芸術活動への助成に
係る審査・評価に関する調査研究会 当面の開催予定

〔 第1回 <振興会事務棟3F 第1会議室>
日時：1月12日（水） 14：00～16：00 〕

第2回 <振興会事務棟3F 第1会議室>
日時：1月24日（月） 10：00～12：00

第3回 <振興会事務棟3F 第1会議室>
日時：2月9日（水） 14：00～16：00

第4回 <振興会別館2F 第9会議室>
日時：2月28日（月） 14：00～16：00

第5回 <振興会事務棟3F 第1会議室>
日時：3月14日（月） 14：00～16：00

第6回 <振興会別館2F 第9会議室>
日時：3月24日（木） 10：00～12：00

日本芸術文化振興会 御中

文化芸術活動への助成に関わる審査・評価に関する調査研究会の進め方についての意見

2011年1月6日

東京芸術劇場 副館長 高萩 宏

劇場関係の国際会議出席のためニューヨークへ出張することになり、1月12日の第1回に会合に出席できませんので、今回の調査研究会のすすめ方について意見を述べさせていただきます。会の進め方に関するみなさまの意見の参考になればと思いますので、席上配布していただければ幸いです。

今回の調査研究は、文化芸術振興基本法の制定に基づく文化芸術振興の第三次答申の審議中に、日本版のアーツ・カウンシルといった新しい助成制度を作り上げるべきという意見が出たことに対応して行われるものと思っております。

新しい助成制度を作るにあたり、直近になすべきことと、5年後10年後に想定される完成形を分けて論議を進めていくのが良いのではないのでしょうか。

直近では、関係者が少ないため、科研費のような関係者によるピアレビューを導入した場合、少数の関係者が多くの役割を兼ねていくことになります。しかし、5年後、10年後には大学、公共劇場、NPOのアート・オーガナイゼーション（交響楽団、オペラ関係団体、一部の劇団、古典芸能関係団体、サービスオーガナイゼーションなど）などの従事者の何割かが、新しい組織の調査委員となっていく姿が考えられると思います。

では、それぞれ項目に分けて意見を述べさせていただきます。

1、新しい仕組みの目的

欧米・アジアのアーツ・カウンシルの先行事例、また、日本国内ですで行われている科学技術関係の助成金の配布方法などを参考に、日本の芸術活動振興のために、抜本的な助成金制度を構築することを目的とする。

長期的な視点にたって、日本社会における「芸術」の存在の仕方（どのように支えられるべきか、人材育成をどうするかなど）の将来像を提案する。

そのためには、英国におけるケインズのような、社会的にインパクトのある人が初代のカウンシルの議長となることが望ましいのではないかと。

2、新しい仕組みのあり方

科研費における、関係者によるピアレビュー Peer review を参考とする。

各分野のプログラム・ディレクター（PD）、プログラム・オフィサー（PO）は、アーティスト、公共劇場、劇団、大学の文化政策研究者などから選ばれ、非常勤として週2日程度を「日本芸術評議会」のために働き、出席経費＋謝金をもらう。多くのアーティスト、アーツ・マネジャー、研究者が、そのときの所属団体だけでなく、複数の組織に属することになり、アート界でのキャリアを形成していく初期段階から全体をみる目を養える。

PD、PO は調査員を公共劇場、劇団、大学研究者から選び、調査員は1事業、1劇団単位で、いくつかの調査を引き受ける。調査には、必ず複数（3名程度）の調査員が関わり、調査員には、経費+謝金が払われる。

PD、PO は「審査の基準」「審査の方針」「審査の方向」付け、「評価の基準」「評価の方針」「評価の方向」付けを行っていく。

3、新しい仕組みの地域的な広がり

具体的な調査がいきわたるためには、機関を東京におくだけでなく、少なくとも東京と西日本、東日本の3箇所ぐらいにはわけろべき。中央と西日本、東日本でなく、東京と西日本、東日本。将来的には、道州制程度の広がりをおえるべき。その場合、国の出先機関というより、地域の拠出金による運営も考えられる。

4、新しい仕組みの関わる分野など

まずは、音楽、舞踊、演劇の3分野から始めて、最終形として、国の文化芸術への補助金全般を見られるよう分野を拡大する。

先行事例（海外のアーツカウンシル）の分野

ダンス、演劇、音楽以外に視覚芸術（美術とメディアアート、映画）、文学、サーカスなどの分野を持つ事例がある。

5、新しい仕組みの将来像

仮称・劇場法との兼ね合いもあるが、「優れた劇場・音楽堂・・・」の助成制度なども踏まえて、地域の公共劇場・音楽ホールのうちいくつかは、経常経費のうち一定程度を「日本芸術評議会」がもつというのが、理想的な姿か？

その場合も、事業全体の評価を評議会が行うということが前提ではある。

その場合、その公共劇場・音楽ホールには PD、PO、調査員が複数存在することが考えられる。その場合、その公共劇場は一定の地域の公共劇場の中心的役割を担うことが期待される。（情報流通、人材育成、人材交流、新規事業、など）

参考事例

科研費の審査方法。学術システム研究センター

所長・副所長の下に、9部門の主任研究員（2人から3人）、専門研究員（50程度の専門分野に100人ほど）がいる。

第一段審査委員（書面審査）細目ごと4から6名、全体で5000名。

第二段審査委員（合議審査）分科ごと2から18名、全体で1000名。

これらの審査委員候補を選考する。

週2日程度の非常勤で、数年勤める。（この種の仕事に向いていない科学者以外は、大学などの公的な研究機関にいる科学関係の研究者のほぼ全員がこの審査に携わる。）

専門調査班会議、ワーキンググループで、議論を尽くし、学術振興方策などに対応する主任研究員会議を開催する。

以上